

皆さんおはようございます。本定例会議もどうぞよろしくお願いいたします。

まず、出水期の対策について、申し上げます。

本県におきましては、今月 9 日に梅雨入りしたとみられ、出水期に入っております。頻発化する局地的大雨や集中豪雨などから県民の皆様の生命と財産をお守りするため、危険箇所の監視など、常に緊張感を持ちながら、万全の対策を講じてまいります。

次に、母なる湖、琵琶湖について、申し上げます。

先月 16 日に開かれた国の文化審議会の答申により、県内を代表する近代化遺産である「琵琶湖疏水施設」が、国宝、重要文化財として指定されることとなりました。

「琵琶湖疏水施設」は、豊かな琵琶湖の恵みを活用し、日本の近代化と発展に貢献してきた歴史的建造物であり、県内の建造物の国宝指定は 64 年ぶりとなる、大変喜ばしいことでございます。

今後も、施設所有者の京都市や地元の大津市と、教育や文化、観光等の面で連携を図りながら、疏水の源である滋賀・琵琶湖にさらに多くの方が訪れていただけるよう保存と活用を推進してまいります。

次に、琵琶湖の保全・再生について申し上げます。

本年度は、琵琶湖の保全及び再生に関する法律が公布・施行されて 10 年の節目となります。こうした中、来月 21 日から、オーストラリアのブリスベンで第 20 回世界湖沼会議が開催されますことから、県内の高校生を初めて現地に派遣し、発表や交流の機会を設けるほか、MLGs の取組の発信や世界湖沼の日制定を記念するスペシャルセッションを主催するなど、国際

的な議論や連携において、本県が主導的な役割を果たしてまいります。

また、県内におきましても、世界湖沼の日制定後初めて迎える 8 月 27 日に、記念の催しを開催し、多くの関係者や県民の皆様が一堂に集い、水や湖沼の価値と、それらがもたらす恵沢について改めて思いを寄せ、共感を広げることにより、MLGs の進化につなげてまいります。

さらに、国民的資産である琵琶湖を次世代に引き継ぐため、第 3 期となる「琵琶湖保全再生施策に関する計画」を策定し、森・川・里・湖のつながりを意識しつつ、琵琶湖を「守る」として、「活かす」ことで、好循環を加速させ、琵琶湖と人とのより良い共生関係を構築してまいります。

次に、琵琶湖の重要資源であるアユの状況について申し上げます。

昨年 12 月に始まったアユ漁は、かつてない不漁に見舞われ、その後の調査でも、推定資源尾数は平年の 4 割程度で推移しております。

こうした状況から、本県といたしましても、安曇川河口付近の産卵用人工河川に放流する親魚を追加するとともに、近年の気候変動リスクを回避するため、本年度から新たに、親魚の放流時期の見直しや、分散放流などの運用改善を予定しております。

さらに、こうした琵琶湖の生産力低下が疑われる現象に対して、部局連携のもと、具体的な対策につながる試験研究にも着手するなど、アユの資源量の増加に向けて取り組んでまいります。

それでは、6 月定例会議の開会に当たりまして、県政運営に当たりましての私の想いを述べさせていただきます。

本年度は、戦後 80 年の節目であり、阪神・淡路大震災から 30 年が経過するため、平和への願い、暮らしの安全をより意識しながら、「ともにいき

る」ことの想いを一層強く持ち、県政を推進してまいります。

また、現在開催中の「大阪・関西万博」を関西の一員として盛り上げるとともに、何より、間近に迫りました「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」の成功に向け、県庁一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

こうしたことから、本年度は『輝く』いまを、ともにいきる『健康しが2.0』を掲げ、重点テーマや5本の柱を中心とした施策を展開してまいります。

まず、重点テーマであります、「国スポ・障スポ、大阪・関西万博の取組およびレガシーの創出」について申し上げます。

「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」につきましては、本日で、国スポ会期前競技開催まで、あと86日、総合開会式まで、あと108日、障スポ開会式まで、あと135日と迫ってまいりました。今月7日には、過去最多の総勢436名となる障スポ本県選手団の認定式を行い、本番に向けて士気を高めたところです。

とりわけ、障スポの開催は、滋賀の共生社会実現に向けたチャレンジの一つでございます。

先月24日から25日にかけては、障スポの全競技でリハーサル大会を開催し、約7千8百人の方々に参加いただきました。荒天時の対応など新たに判明した課題に適切に対応し、全国からお迎えする選手の皆さんが日頃の努力の成果を十分に発揮できるよう、そして、障害のある方もない方も、大会を楽しみ、応援することで、支えあい、みんなが輝く大会となるよう、万全の準備を進めてまいります。

また、こうした経験を次期開催県に引き継ぐなど、県を越えたレガシーの創出にもつなげてまいります。

大阪・関西万博につきましては、今月 9 日で総来場者数が 700 万人を突破するなど、本県の子どもたちも含め、連日多くの方々に訪問いただいているとともに、関西パビリオン内の「滋賀県ブース」におきましても、昨日までで約 14 万人をお迎えしており、「ぜひ滋賀に行ってみたい」や「故郷滋賀の魅力に改めて気づいた」といったお声をいただいております。

同時に、万博は世界と交流を深めるうえで重要な機会であり、姉妹友好州省があるブラジルや中国のほか、オーストリアやインドの各パビリオンにおいて、本県と連携したイベントを実施する準備を進めているところです。

また、先月 21 日には、在大阪・神戸インド総領事館との共催で、万博記念としてインド古典音楽の演奏会を大津市で開催するなど、この機会を生かし、世界とのつながりを一層深めてまいります。

次に、1 つ目の柱、「子ども、子ども、子ども」についてでございます。

子どもの権利が守られ、全ての子どもが心身ともに健やかに安心して成長することができる社会の実現を目指す「滋賀県子ども基本条例」が、4 月に施行いたしました。子どもの権利侵害の対応に特化した「子どもの権利室」を設置し、「子どものために、子どもとともにつくる県政」を推進してまいります。

また、安心・安全な子育て環境の整備に向けて、保育を支える人材不足を解消するために、地域限定保育士試験の導入を予定しておりましたが、国との調整の結果、本年度は導入を見送ることといたしました。

こうしたことを踏まえ、保育士資格をお持ちで、現在は保育現場で働いておられない、いわゆる潜在保育士の方に対して、インターンシップなどの就職支援を強化するなど、喫緊の課題である保育人材を確保してまいります。

次に、2つ目の柱、「ひとづくり」につきましては、性別に関わらず誰もが自分らしく活躍できる社会の実現を目指し、「パートナーしがプラン」の改定を進めるほか、4月に湖南省立甲西中学校に開設された「夜間学級」など、様々な事情やニーズを持つ県民の皆さんの「学びたい」という意欲に応えられるよう支援を行ってまいります。

また、医療福祉分野や、商工業、農林水産業、建設業などにおいては、担い手等の確保・育成が課題でありますことから、看護人材の確保・定着のあり方検討とともに、県内中小企業の若年層の確保・定着に向けた取組に対して新たに支援を行うなど、関係機関・団体や大学などと連携しながら、本県の未来を支えるひとづくりに力を入れてまいります。

さらに、県立高校の魅力化や、県立高専の開校準備を着実に進め、次代の社会を担うひとづくりの基盤を整備してまいります。

とりわけ、開学から30年を迎えた滋賀県立大学につきましては、産業構造や生活様式が大きく変化し、社会が求める人材が多様化していく中で、今後も「選ばれる大学」であり続けるため、さらなる魅力化に向けた取組を進めているところです。

その一環として、令和12年4月に学部学科の再編を予定しており、開学以来培ってきた知見や人材、ネットワークを社会課題の解決につなげることで、ますます本県の発展に寄与する大学となるよう取り組んでまいります。

次に、3つ目の柱、「安全・安心の社会基盤と健康づくり」につきましては、誰もが安全・安心に暮らせる社会づくりや、こころとからだの健康づくりのほか、「誰もが、行きたいときに、行きたいところに移動できる」地域公共交通の維持・活性化の取組を推進してまいります。

中でも、重要なライフラインである上下水道につきましては、施設の老朽

化に起因する事故が全国で相次いで発生しており、また、市町からは、現在、単独で行っている維持管理に対して、県との連携強化を求める要望をいただいております。

こうした課題などは、上下水道共通であることを踏まえ、実務的な議論を重ねるべく、本日、「持続性向上のための上下水道事業連携ワーキンググループ」を立ち上げ、これまで以上に市町との連携を強化し、強靱で持続可能な上下水道システムを構築してまいります。

このほか、誰もが安全・安心に暮らせるよう、最新の知見を踏まえた地震被害想定調査や災害時用公衆電話の設置などにより防災力を高めるほか、生きづらさを抱える方々を支えるセーフティネットを充実させるとともに、健康長寿日本一の実現を目指し、「THE シガパーク」として公園の魅力向上や、文化・スポーツの振興、元気高齢者の活躍推進など、こころとからだの健康づくりを推進してまいります。

次に、4つ目の柱、「持続可能な社会・経済づくり」については、産業振興や世界とのつながり、DXの取組を一層推進してまいります。県内経済においては、物価高騰や人材不足に加え、米国の関税措置などにより、先行きの不透明感が広がっております。

物価高騰への対応につきましては、エネルギーや食料品等物価高騰の影響を受ける生活者・事業者への支援など、これまでから切れ目なく対策を講じているところです。

こうした中、米国関税措置を受けた緊急対応パッケージの一環として、先月27日に、国において電気・ガス料金負担軽減支援の実施経費や物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増額が決定されたところであり、本県といたしましても、こうした国の対応や県内の状況も踏まえながら、追加の対策を講じてまいります。

とりわけ、米に関しましては、本県と農業団体等が連携し、令和7年産米の増産に向けて取り組んできたところであり、国による4月末時点の調査によりますと、本県の米の作付面積は昨年に比べ約400ヘクタールの増で、約2千トン増産の意向が示されております。

また、国においては、随意契約による備蓄米の売渡しが行われているところですが、本県におきましても米の流通実態を調査するとともに、消費や価格の動向などを注視しつつ、近江米振興協会をはじめとする関係者の皆様とともに米の需給安定に向けた取組を進めてまいります。

観光につきましては、JR6社と自治体等が連携して実施する大型観光キャンペーンである「デスティネーションキャンペーン」が令和9年秋に本県で開催されることや、JR西日本の豪華寝台列車「トワイライトエクスプレス瑞風」が、来年春から琵琶湖を周遊し長浜市と近江八幡市に立ち寄って運行されるという嬉しい知らせが、先月に相次いでございました。

本県がデスティネーションキャンペーンの開催地となるのは平成12年冬以来27年ぶりであり、県、JRはもとより、市町や観光事業者、幅広い関係者の皆様とともに準備を進め、日本全国に本県の魅力を知っていただけるよう取組を展開するとともに、データや統計により施策効果等の検証も随時行い、観光産業の振興はもとより一人ひとりの幸せやウェルビーイングの実感、本県の経済や地域の活性化につながる取組を進めてまいります。

また、経済分野以外でも、世界各地での紛争など、不安定な情勢が続いておりますが、戦後80年という歴史的な節目にあたり、平和に対する先人の努力に深く感謝いたしますとともに、私を含め、戦争を知らない世代が県民の大部分を占める中、戦後90年、100年、そしてその先へ、戦争の悲惨さや先人の平和への願いを確実に受け継いでいくことが私たちの使命と考えております。

先月訪れた広島平和記念資料館では、実際に被爆された方と、その体験や

思いを引き継いで伝える伝承者の方からお話を伺い、直接ご経験された方々の心を伝えることの大切さを学ばせていただいたところです。

本県といたしましても、県戦没者追悼式への子ども・若者の参画や語り部の育成など「次の世代のひとづくり」を進めるとともに、「モノと記憶の継承・保存」や「国際平和交流の推進」についても、継続して取り組んでまいります。

次に、5つ目の柱、「C O 2 ネットゼロ社会づくりやM L G s の推進」について申し上げます。

まず、C O 2 ネットゼロ社会づくりの推進につきましては、さる2月に国において「地球温暖化対策計画」が改定され、世界全体での温暖化目標と整合的で、2050年C O 2 ネットゼロの実現に向けた野心的な目標を掲げられたところです。

本県におきましても、しが水素拠点形成コンソーシアムなど、多様な主体と協力しながら、温室効果ガス排出量の削減を進めますとともに、地域や産業の持続的な発展につながるC O 2 ネットゼロ社会の実現に向けて、「滋賀県C O 2 ネットゼロ社会づくり推進計画」を改定してまいります。

次に、「やまの健康」に関し、昨年度から今後の経営のあり方を検討しております造林公社について申し上げます。

先月13日の第4回分収造林事業あり方検討会において、分収造林事業の中長期的収束や、公社の解散、本県が保有する債権の放棄、公社林を含む奥地水源林を県と市町が連携して管理する案について、有識者の方々からご意見をいただいたところです。

今後、8月にあり方検討会での議論を取りまとめたうえで、分収造林契約を交わしている契約者の皆様のご意向も確認しながら、市町をはじめ関係

機関との協議を丁寧に積み重ねるとともに、議会の皆様からのご意見もいただきながら、本県の森林整備のあり方も含めて方針を決定したいと思います。

最後に、集中的な取組である「県北部地域の振興」について申し上げます。

「森の探究科」が新設された伊香高校を先月 23 日に訪問し、生徒、教員また地元関係者の皆さんと今後の課題を共有し、地域との連携・協働の大切さを再認識いたしました。

レガシーの創出に向けて、重点取組期間の折り返しを迎える「北の近江振興プロジェクト」を推進してまいります。

それでは、提出いたしました案件について、御説明申し上げます。

まず、予算案件でございます。

議第 99 号および議第 113 号は、一般会計の補正予算案でございます。

議第 99 号は、デスティネーションキャンペーン実施に向けた準備や、高等学校等の授業料負担軽減対象世帯の拡大に要する経費のほか、国の内示を受けました公共事業費の追加等に係る経費などにより、48 億 3, 021 万 1 千円の増額補正を行おうとするもの、

議第 113 号は、L P ガスや特別高圧電力料金負担の軽減に要する経費に関し、6 億 1, 174 万 8 千円の増額補正を行おうとするものでございます。

議第 100 号は、琵琶湖流域下水道事業会計の補正予算案でございまして、建設事業に係る債務負担行為の補正を行おうとするものでございます。

次に、条例案件でございます。

議第 101 号は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児部分休業制度および子育て支援時間制度の拡充等について、所要の改正を行うため、

議第 102 号は、地方税法の一部改正等に伴い、個人の県民税、法人の県民税、県たばこ税等について、所要の改正を行うため、

議第 103 号は、国の省令改正に伴い、離島振興対策実施地域および促進区域における課税免除等の適用期限の延長を行うため、

議第 104 号は、公職選挙法の一部改正等に伴い、必要な規定の整理を行うため、

議第 105 号は、民生委員の定数を改正するため、

議第 106 号は、建設業法施行令の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、

議第 107 号は、矢橋帰帆島公園の老朽化した相撲場を廃止するため、

議第 108 号は、警察法施行令の一部改正に伴い、警察官に対する支給品から夏服スカートを除くため、

それぞれ改正を行おうとするものでございます。

次に、その他案件でございます。

議第 109 号は、契約の変更について、

議第 110 号および議第 111 号につきましては、財産の取得について、

議第 112 号は、権利放棄について、

それぞれ議決を求めようとするものでございます。

次に、諮問案件でございますが、

諮第 1 号は、退職手当の支給制限処分につきまして、裁決を行うにあたり、諮問を行おうとするものでございます。

以上、何とぞよろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。